

平成 28 年度事業計画

＜基本施策＞

公益社団法人として、公益性の高い各種活動を遂行し地域社会に貢献する活動を推進する必要があります。

本年度も、二級建築士・木造建築士の登録・閲覧事務を担う岐阜県指定登録機関として、公平かつ万全を期すとともに、一級建築士の窓口業務及び閲覧業務においても、その遂行に万全を期さなければなりません。

また、建築士事務所に所属する建築士に課せられた建築士法第 22 条の 2 に規定されている定期講習の遂行に万全を期すとともに、建築士法第 22 条の 4 の規定に基づき、当会に義務付けられている全建築士を対象にした研修を実施して、建築士の資質の維持・向上及び業務改善に寄与していかなければなりません。

従って、次の重点施策を掲げ、諸事業を実施するものとする。

〔重点施策〕

1. 公益社団法人として、公益性の高い活動・事業の推進
2. 建築士の資質の維持・向上及び自律的監督の推進
3. CPD 制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進
4. 地域実践活動の推進
5. 建築士の業務環境の改善に資する運動

＜事業内容＞

1. 公益社団法人としての各種活動

- ① 地域社会の健全な発展に寄与する建築関連事業の計画

2. 建築技術者の業務の適正化を図るための資格付与・登録・情報提供事業

- ① 岐阜県内における建築士試験の業務

一級建築士、二級建築士及び木造建築士の試験業務の受付・審査及び試験管理の円滑な運営を図る。

- ② 一級建築士の登録窓口及び登録閲覧の業務

一級建築士の登録窓口業務及び登録閲覧業務の推進を図る。

- ③ 二級建築士及び木造建築士の登録及び登録閲覧の業務

岐阜県指定登録機関として、二級建築士及び木造建築士の登録及び登録閲覧等の事務の適正かつ円滑な実施を図る。

- ④ 専攻建築士制度の業務

イ 新規登録及び更新の推進を図る。

ロ 行政側での設計者・工事監理者又は工事請負者の選定への活用の導入を進める。

ハ 一般消費者に制度の普及を図る。

3. 建築士の資質の維持・向上を図ることにより、優秀な建築士の育成を図る事業

- ① 建築文化講演会
- ② ぎふ木造塾の開催

- ③ 定期講習の実務
- ④ 建築士法第 22 条の 4 の講習会
全建築士の能力向上を図るために、建築士会技術研修、特別講習、委員会講習及び支部講習会を開催する。
- ⑤ 建築施設見学会
委員会活動及び支部活動に伴う建築施設の見学会を開催する。
- ⑥ 継続能力開発（CPD）制度の事業
 - イ 新規参加者の推進を図る。
 - ロ 行政側での設計者・工事監理者又は工事請負者の選定への活用の導入を進める。
 - ハ 一般消費者に制度の普及を図る。

4. 地域で行う「もの・まち・くらしづくり」を推進して、地域社会の健全な発展を支援する事業

- ① 工業高校、専門学校等の学生を対象にした表彰
- ② 岐阜地域貢献活動助成事業
岐阜地域貢献活動センターとして、建築士が参加して地域住民と一体になり、地域社会の発展に寄与している団体に助成を行う。
- ③ 県民に対する建築相談業務
- ④ 建築士の日事業
- ⑤ 被災建築物応急危険度判定士育成事業
- ⑥ 支部に於ける民間木造住宅の耐震診断業務

5. 県民に対し、建築に関する知識・技術等の情報を提供する事業

- ・建築関連情報誌の発行
- ・建築情報発信サイトの管理運営
- ・メールマガジン配信事業

6. 次の収益事業を行う。

- ① 駐車場管理運営事業
- ② 建築関係の書籍、様式等の印刷及び販売を行う事業
- ③ 県・市町村及び他団体からの受託業務

7. 会員の福利増進に関する事業及び諸団体との連携、相互の理解と親善を推進する事業

- ① 会員の福利増進に関する事業
 - ・建築士会会員の増強
 - ・全国大会への参加促進
 - ・地域実践活動の実施（各種委員会活動）
 - ・会員の福利厚生事業の推進
- ② 諸団体との提携、相互の理解と親善を推進する事業
 - ・建築行政への協力